福祉と金融の連携についての宇佐市の取り組み

宇佐市の取り組みのご紹介

1 法令の根拠整備

• 宇佐市見守り支援ネットワーク会議を宇佐市の設置する消費者安全確保地域協議会とする。

2 周知

• 市内の全金融機関(7金融機関)との協定の締結(令和4年2月10日)

3 運用方法

- •(1) 情報の提供および不提供に関する金融機関の免責
- 「情報を提供した場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、何らの責任を負わない」 (協定書 第3条)
- (2) MCIチェックシートの作成
- (3) MCIチェックシートの活用方法の研修実施

地域における見守り支援に関する協定

大分県宇佐市(以下「甲」という。)は、(以下「乙」という。)と、地域住民の見守り支援について、次のとおり協定を締結する。 (目的)

第1条この協定は、住民が地域生活を営むうえで、認知症であっても障がいがあっても、地域の構成員として、いつまでも安心して暮らし続ける社会づくりに資するために消費者安全法第11条の4第3項等に基づき情報の提供、意見の表明その他の必要な協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (協力の内容)

第2条乙は、宇佐市内における業務中において、高齢者や障がいがあると思われる方の手続きの異変や状態の急な異変等、財産や生命に危機が生じる恐れがあって、地域社会において見守りや福祉サービス等が必要と思われる場合に、業務に支障のない範囲で甲に必要な情報を提供する。

2前項の規定により、乙が情報提供した場合において、甲は、その個別の事実を宇佐市個人情報保護条例に基づいて管理し、宇佐市成年後見制度利用促進事業の委託を受けたもの以外に提供しないものとする。

(免責)

第3条乙は、前条第1項の規定により情報を提供した場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、何らの責任を負わないものとする。 (有効期間)

第4条本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解約の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

令和年月日

第5条この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙が協議の上、これを決定するものとする。 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

甲大分県宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市長是永修治

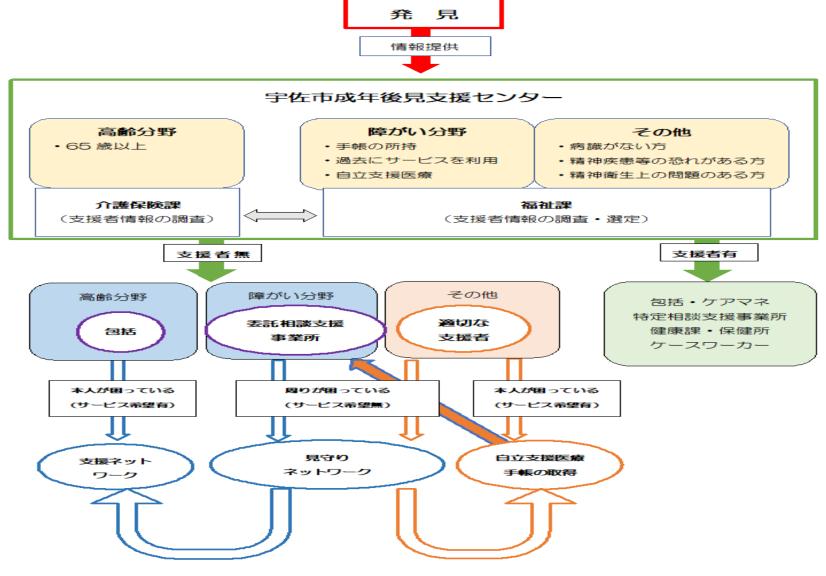
Z

宇佐市「地域における見守り支援に関する協定」情報提供シート

「地域における見守り支援に関する協定」に基づき、金融機関での業務中において高齢者や障がいがあると思われる方の手続きの異変がある場合、心身の状態の急な異変がある場合、財産や生命に危険がある場合で、地域生活において見守りや福祉サービス等が必要と思われるときに、業務に支障のない範囲で宇佐市又は宇佐市成年後見支援センターへ情報提供いただく際に活用していただくためのシートです。情報提供の方法は電話、FAX又は直接窓口にお願いいたします。

作成日	令和 年 月 日 金融機関名		作成者		
ふりがな		生年月日昭	昭和・平成 年	月 日	(歳)
氏名		電話番号			
住所	宇佐市	来所状況(数	頻度が多い方に○を) 本人	のみ ・ 同伴者あ	り(続柄
家族状況	□ 同居 ・ □ 別居(□ 宇佐市内 □ 大分県内	□県外(県)) ・	□ いない ・	□ 不明
	続柄: 家族への来所のお願いの有無 口 有	(□ 協力的 ·	□ 関与なし ・	□ 何かあれば)	□無
財産管理におい	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年	月頃)		
□ 適切に金銭管理が出来ているか心配 □ 虐待や搾取されていないか心配					
□ 出金の頻度・金額が心配(月 回出金、金額 円程度) □ 出金の用途が心配(用途:)					
□ 現在、生活ができているか心配 □ 今後、生活ができるか心配					
もの忘れ等に関して心配な部分にチェックを入れてください いつ頃から (年 月頃)					
□ 何度も同し	「内容の電話がある(頻度: 回/1日、 回/週、	回/月 内容:)
□ 何度も同し	用件で窓口に来る(頻度: 回/1日、 回/週、	回/月 内容:□□	出金 □通帳の再発行	□印鑑の変更	□その他)
□ 話の内容が同じである・繰り返す(内容:) □ 話がかみ合わない					
以前と比べてご本人の状態の変化が心配な部分にチェックを入れてください いつ頃から (年 月頃)					
□ 通帳や印鑑	話を忘れて来る □ 前回手続きをしたことを忘れ	ている □ 「	通帳がない」「通帳で	を盗られた」と言う	õ
□ 最近身だ	レなみが気になる □ 最近 怒りっぽくなった	□ そ	の他気になる事()
窓口で困っている状況または気になることをお書きください					
本人へ当センタ・	-説明の有無 □ 有 □ 無 他機関への情報提供の有無 □ 有	() 無	
問い合わせ先 : 宇佐市成年後見支援センター(宇佐市社会福祉協議会内) 電話 0978-33-0725 / FAX 0978-33-0970 宇佐市役所 介護保険課 高齢者支援係 電話 0978-27-8150 / FAX 0978-32-1106 /					

《発見から支援ネットワークに繋がるまでの流れ》



ご清聴ありがとうございました。

弁護士 籾倉 了胤 宇佐市成年後見センター長 弁護士法人 太聞法律事務所

豊後高田事務所

大分県豊後高田市金谷町1185番地 大分市中島西1丁目4番8号

加宝インテックビル2階

FAX: 0978-25-6707

大分事務所

NCビル4階

電話:0978-25-6708 電話:097-536-5809

FAX: 0 9 7 - 5 3 6 - 5 8 0 8